

第7号議案

苦情及び相談対応に係る情報公表について

(案)

業務規程第184条第4項に基づき、以下の通り、平成28年度上期（平成28年4月1日から9月30日まで）の本機関における苦情及び相談対応に関する情報を公表する。

1. 公表日
本日以降
2. 公表内容
別紙の通り
3. 公表方法
本機関ウェブサイトに掲載

以 上

別紙：公表文書「平成28年度上期における苦情及び相談対応の現状について（案）」

平成28年度上期における苦情及び相談対応の現状について（案）

平成28年10月●日
電力広域的運営推進機関

I. 概況

1. 受付状況

平成28年度上期（平成28年4月1日から同年9月30日）において、当機関の業務規程（平成28年7月11日変更）第184条第1項から第3項に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を36件受領し、このうち2件は当機関の業務に関する苦情又は相談であった。受領した45件（平成27年度からの継続案件9件を含む）のうち35件は対応を終了した。

2. あっせん・調停手続

業務規程第186条に基づくあっせん・調停手続を実施したものはない。

なお、今年度上期に受領した36件のうち2件について、業務規程第185条に基づき、あっせん・調停手続に関する事前説明を行った。

3. 指導又は勧告

業務規程第179条に基づく指導又は勧告を実施したものはない。

<参考>業務規程（平成28年7月11日変更）

第184条（苦情及び相談対応）

本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。

3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前2項に準じて取り扱う。

4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。

5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。

第185条（あっせん・調停への移行）

本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第20章のあっせん・調停の手続について説明する。

第186条（紛争解決）

本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

第179条（指導・勧告の実施）

本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき

二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認められた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき

三 第19章の苦情・相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき

四 第126条、第127条、第129条及び第130条における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき

五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認められた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき

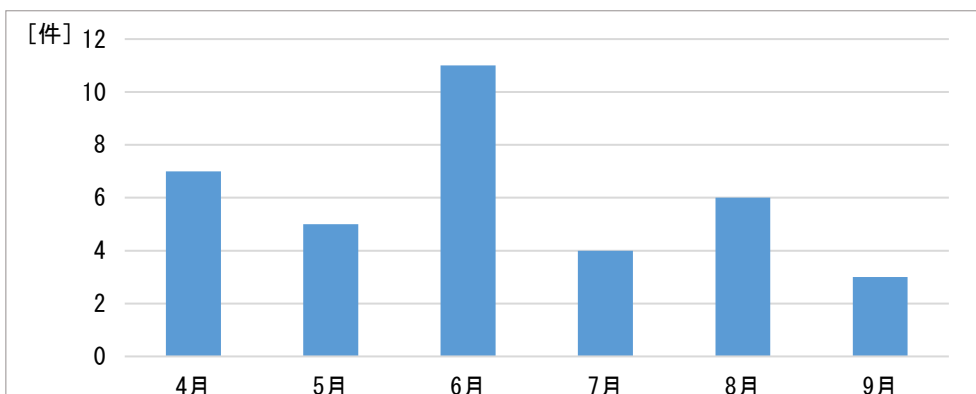
六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき

- 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき
 - 八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

Ⅱ. 苦情・相談受付状況

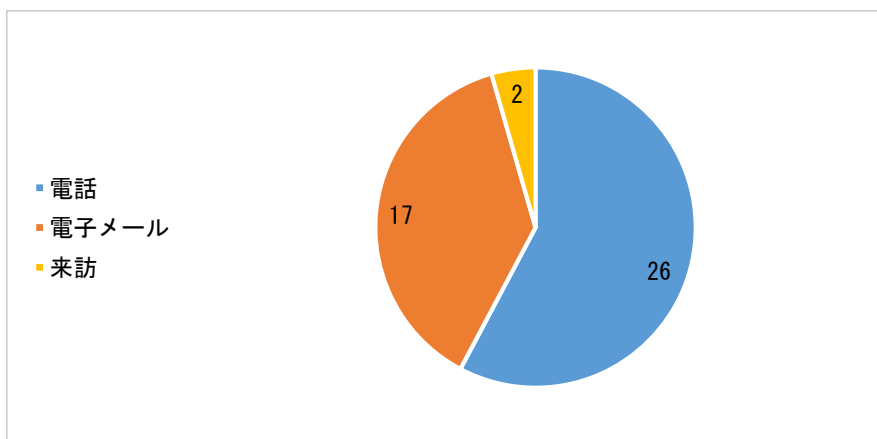
1. 受付件数及び受付手段

表 1 月別受付件数



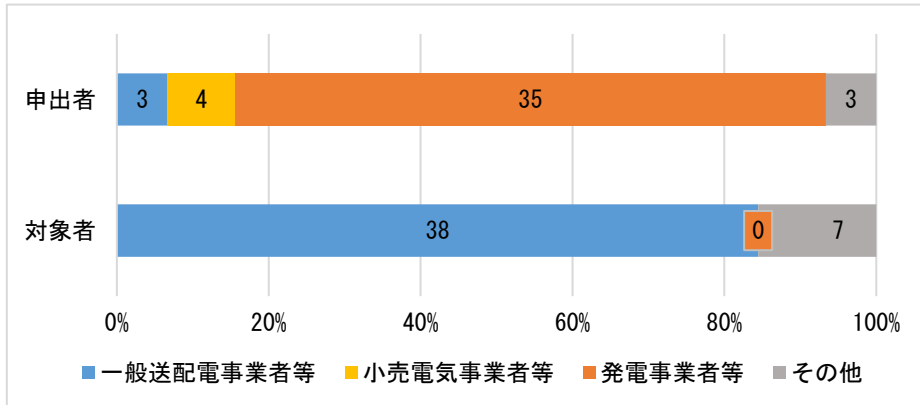
前年度からの継続案件 9 件を除いた本年度上期受領の 36 件について掲載。

表 2 受付手段



2. 受付内容

表 3 申出者の事業種別比率



「一般送配電事業者等」：一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者

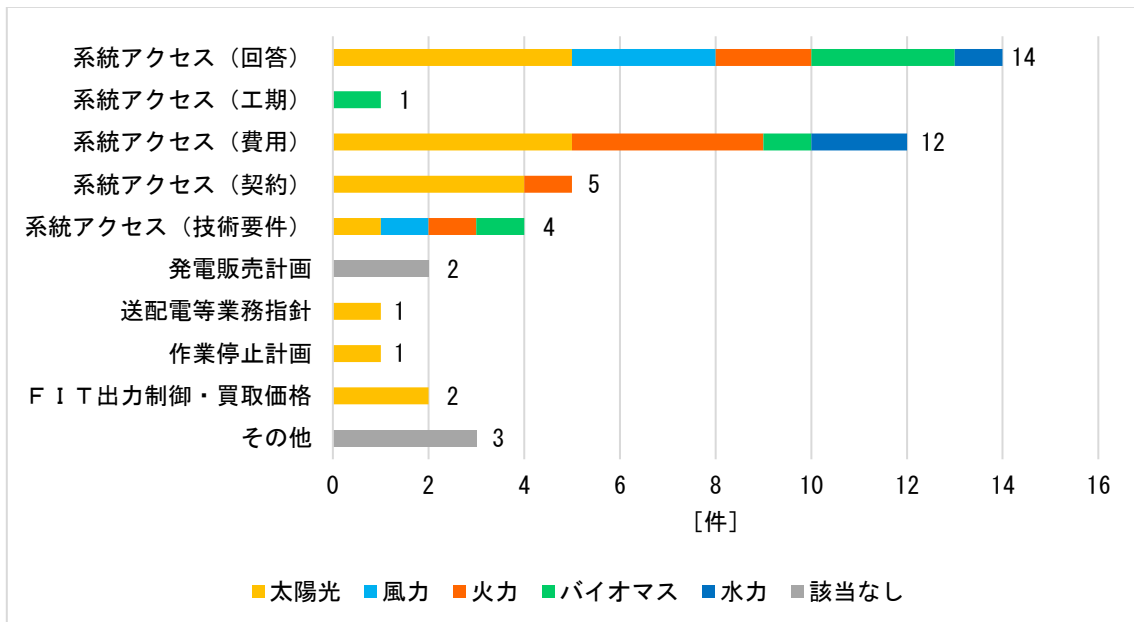
「小売電気事業者等」：小売電気事業者又は登録特定送配電事業者

「発電事業者等」：発電事業者その他の発電設備設置者

「その他」：上記の区分以外ではあるが、電気供給事業者との保守、施工若しくは設備等の売買契約、又は出資関係がある者等、申出について電気供給事業者と一定の関係がある者（事業者団体を含む）

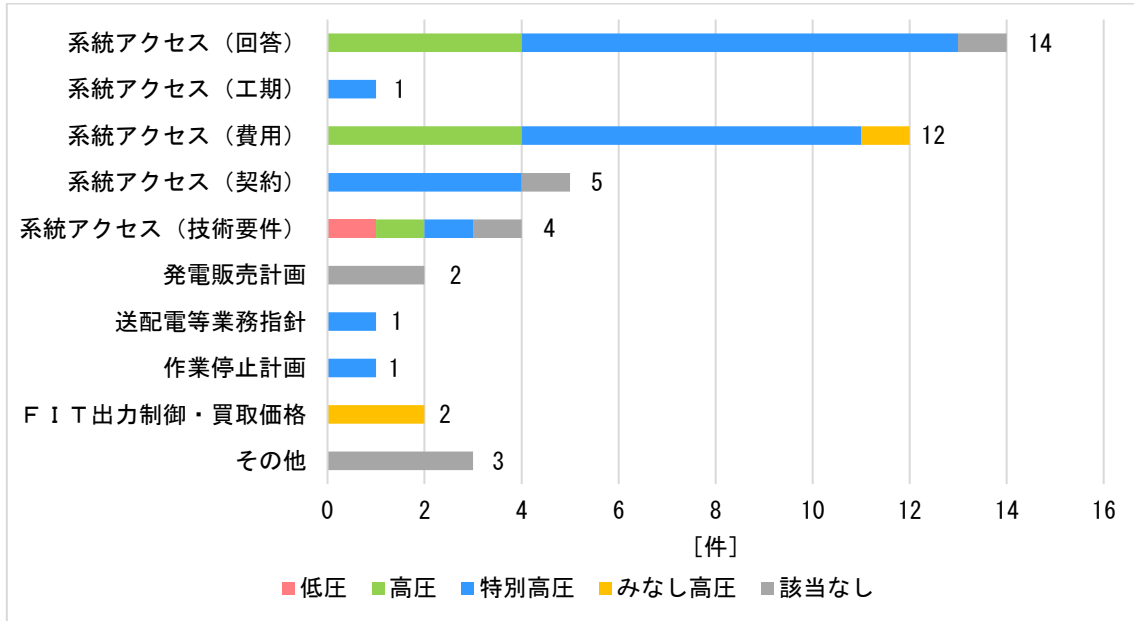
「対象者」：苦情又は相談の内容において特定の相手方が存在する場合のその相手方

表 4 受付内容主旨内訳（電源種別）



受付内容そのものは複数の場合が多く、分類は厳密なものではない。

表 5 受付内容主旨内訳（電圧区分）



発電設備等の一設置者当たりの電力容量による連系の区分は以下の通り。

「低圧」：原則として50kW未満のもの。

「高圧」：同上2,000kW未満のもの。

「特別高圧」：同上2,000kW以上のもの。

「みなし高圧」：同一の事業地における複数の低圧連系設備の集合であり、実質的には高圧連系に該当するもの。

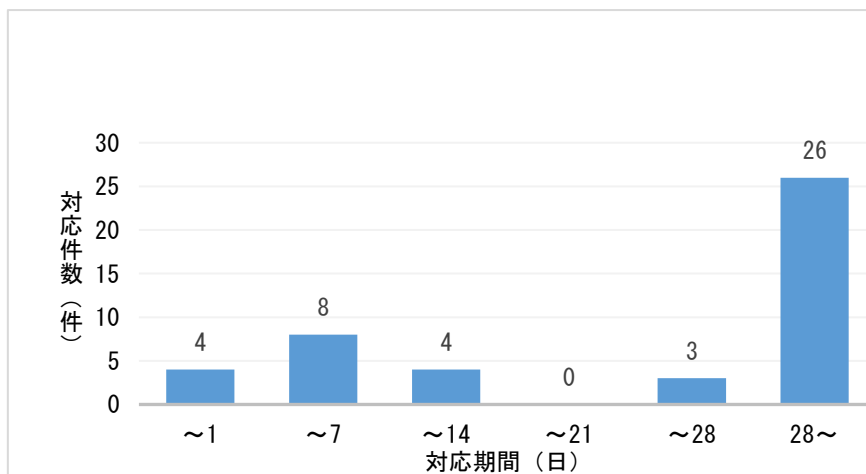
Ⅲ. 対応状況

1. 対応概要

紛争解決対応室が受け付けた苦情・相談については、申出者の意向を考慮した上で、対応方針を決定している。なお、系統アクセスに関する技術面からの確認等が必要な場合については系統アクセス室、その他制度又はルール等については各関係部署との共同又は同部署への移送により対応した。

2. 対応期間

表 6 対応期間の分布



IV. 受付事例

1. 送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談（受付内容主旨別）

表 7 系統アクセス（回答）

1	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、接続検討時と系統の状況が変わったため、上位系統対策工事が必要と言われた。しかし、系統状況については詳細な説明が行われず、納得ができない。	
	対応概要	当機関から申出者に対して、系統対策工事の検討を要する場合についての説明を行い、了解が得られたため対応を終了した。	
2	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答について、先行する他の系統連系希望者の検討に時間を要しているとの理由により回答が遅延している。このままでは自社の工事が遅延するのではないかと懸念している。	
	対応概要	一般送配電事業者に状況を確認し、申出者に説明したところ、了解が得られたため対応を終了した。	
3	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、接続検討時と系統の状況が変わったため、再度接続検討の申込みが必要とされたことに納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に再度接続検討が必要となる理由やその後の手続について確認するよう促したところ、申出者から再度一般送配電事業者に確認することとなったため、対応を終了した。	
4	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答について、行政機関や当機関との協議のために回答が遅延するとの連絡があり困惑している。	
	対応概要	当機関から申出者に対して回答遅延の理由及び今後の見通しについて説明し、了解が得られたため対応を終了した。	
5	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	その他（発電設備施工業者）	一般送配電事業者等
	申出内容	自社と取引のある発電事業者が、一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、空容量がゼロのため申込み時の内容では受け付けられないと言われたとのこと。これでは自社の事業にも影響があるため、詳細を聞きたい。	
	対応概要	接続検討回答書に記載のある発電事業者に直接問い合わせたところ、一般送配電事業者への確認は不要との回答であったため、本件対応を終了した。	

6	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた事前相談の申込みに対する回答において、上位系統に制約があるため空容量がゼロとされたが、自社の既設発電設備の出力を抑制することを条件に連系したい。	
	対応概要	一般送配電事業者に事実関係を確認し、申出者に対して詳細な説明を行い、了解が得られたため対応を終了した。	
7	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	その他（発電設備販売業者）	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた事前相談の申込みに対する回答において、上位系統対策工事が必要と言われたが、自家消費分が考慮されれば当該工事は不要と考える。	
	対応概要	詳細な事実関係を確認するため、当事者となる電気供給事業者からの連絡を依頼したが、その後連絡がなかったため、対応を終了とした。	
8	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた事前相談の申込みに対する回答において、示された回答ではなく、受電電圧を上位の電圧で接続する場合の工事費負担金や工期を知りたい。	
	対応概要	工事費負担金の概算金額や所要工期は、接続検討の回答において示されることを説明し、（特定系統連系希望者に該当するため）当機関又は一般送配電事業者への接続検討の申込みを案内し、対応を終了した。	
9	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、先行する他の系統連系希望者と土地の一部が重複しており、自社の手続が進まない。	
	対応概要	系統アクセス手続上の個別具体的な取扱いについては一般送配電事業者の判断に委ねられるものであるため、一般送配電事業者に確認するよう促したところ、当事者間で協議する旨の連絡があったため、対応を終了した。	
10	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	自社の契約申込み後の変更が、送配電等業務指針における「軽微な変更」に該当するのかわ確認したい。	
	対応概要	当機関の公表している軽微な変更の典型例には該当しないが、あくまで一般送配電事業者が案件毎に判断するため、一般送配電事業者に確認するよう促し、対応を終了した。	

11	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者からの接続検討回答書に示された連系案だけではなく、自社が提案する連系案についても検討し、その詳細な説明を頂きたいが、協議が進まない。	
	対応概要	他の紛争解決手続を選択した旨の連絡があったため、対応を終了した。	
12	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	既設の自家用発電設備について、設備容量では特別高圧での申込みが必要はあるが、高圧連系をしたい。一般送配電事業者との協議が調わず困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して協議状況及び根拠等を確認し、対応を継続している。	
13	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた系統アクセス手続において、契約申込みの回答に提示された工事費負担金額が接続検討回答時と異なっているが、十分な説明がない。	
	対応概要	当機関からの一般送配電事業者に対する詳細な事実関係の確認は不要であるとの意向が示されたため、必要があれば再度相談を頂くこととし、対応を終了した。	
14	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス回答	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた同時申込みにおいて、接続検討回答を受領してから数日後に意思表明書を提出したが、系統の状況が変わったため、同回答内容での連系が困難であるとの連絡があった。詳細がわからず納得ができない。	
	対応概要	当機関から一般送配電事業者に対して系統状況の変化等を確認し、対応を継続している。	

表 8 系統アクセス（工期）

15	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス工期	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者との工事費負担金契約の締結後に、工事内容の変更（工期の遅延と工事費負担金の増額）の連絡があり納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して、工事内容の変更についてを申出者により詳細に説明するよう促し、対応を終了した。	

表 9 系統アクセス（費用）

16	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答内容において、工期及び工事費（総工事費及び工事費負担金）について客観的な確認手段がほしい。	
	対応概要	特定系統連系希望者であるため、当機関の系統アクセス業務の対象である旨を説明し、系統アクセス室に移送した。その後、同業務において対応を終了した。	
17	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、上位系統対策工事が特定負担とされたが、費用負担割合について納得ができない。	
	対応概要	特定系統連系希望者であるため、当機関の系統アクセス業務の対象である旨を説明し、系統アクセス室に移送した。その後、同業務において対応を終了した。	
18	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、総工事費についての説明を求めたが、詳細な説明がない。	
	対応概要	一般送配電事業者が詳細な説明を行う方向で、協議を継続している。	
19	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、追加の工事費負担金に関する書類提出の目的が分からず困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者に状況を確認し、申出者に説明したところ、了解が得られたため対応を終了した。	
20	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	一般送配電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	費用負担ガイドラインの公表前に契約申込みを行った発電事業者への対応について問題がなかったかを確認したい。	
	対応概要	当機関の公表資料について説明した上で、対応に特段の問題がなかったと考えられる旨を回答し、対応を終了した。	
21	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、上位系統対策工事が特定負担とされたが、その費用負担割合に納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して、事実関係及び本件上位系統対策工事の費用負担について詳細を確認し、対応を継続している。	

22	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	その他（発電設備施工業者）	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、上位系統対策工事に伴う工事費負担金が高額であった。超過量が小さいため、上位系統対策工事をせずに連系したい。	
	対応概要	申出者に対して一般送配電事業者の適切な窓口へ直接問い合わせるよう案内し、対応を終了した。	
23	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者から、送電線ルート設計段階において、地権者の意向により計画を変更せざるえない旨の通知があった。当該計画変更により発生した工事費負担金の増額分が、標準的な金額であるのかわからず困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者に確認した工事費負担金増額の根拠について系統アクセス室から申出者に説明し、当事者間協議となったため、対応を終了した。	
24	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、上位系統対策工事が特定負担とされたが、その費用負担割合の説明に納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して、費用の算定及び手続等について申出者に十分な説明を行うよう依頼し、対応を終了した。	
25	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に契約申込みを行ったみなし高圧の発電設備について、上位系統対策工事が必要とされ、その工事費負担金が高額であることについて納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に確認した事実関係について当機関から申出者に回答し、対応を継続している。	
26	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答において、工事費負担金が高額であり困惑している。	
	対応概要	当機関から一般送配電事業者へ当該対策工事の内容について確認することとし、対応を継続している。	
27	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス費用	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者が受け付けた接続検討申込みの回答内容において、工事費負担金及び工期について客観的な評価が欲しい。	
	対応概要	申出者に対して資料提出を依頼し、対応を継続している。	

表 10 系統アクセス（契約）

28	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス契約	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、一般送配電事業者の対応が遅く困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者に対しては当機関から状況を確認し、引き続き同様の問題があった際には再度相談を頂くことで、申出者の了解が得られたため対応を終了した。	
29	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス契約	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	工事費負担金の契約締結に際しては、系統連系希望者側において、詳細に事業リスクを把握できるよう、一般送配電事業者から十分な説明を行ってほしい。	
	対応概要	申出者に対して相談内容の詳細を確認し、対応を継続している。	
30	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス契約	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者との協議が長引き、工事費負担金契約の締結が遅延している。	
	対応概要	一般送配電事業者において当事者間協議の予定があることを確認できたため、対応を終了した。	
31	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス契約	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下、「FIT法」という。）の改正に伴い、固定価格買取制度が変わるため、早急に接続契約を締結したい。	
	対応概要	一般送配電事業者の系統アクセス手続についてではなく、FIT法の詳細な解釈についてを主旨としていることから、適切な窓口を案内し、対応を終了した。	
32	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス契約	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	一般送配電事業者に対して契約申込みを行ったが、一般送配電事業者の対応が遅く、困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者において申出者への対応予定があることを確認したため、対応を終了した。	

表 11 系統アクセス（技術要件）

33	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス技術要件	一般送配電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	発電設備の軸トルク検討において、後発の発電設備連系に伴う再検討を行う場合の費用負担の考え方について整理したい。	
	対応概要	申出者と当機関において意見交換を行ったうえで、申出者にて自社の対応を再度検討することとなり、対応を終了した。	
34	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	連系要件上設置が必要な装置が原因となり、一般送配電事業者から超過金を請求されている。その改善方法等を一般送配電事業者と協議したい。	
	対応概要	当事者間の認識を整理し、改めて当事者間で協議を促したところ、申出者より当事者間で直接協議する旨の連絡があったため、対応を終了した。	
35	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	力率一定制御における指定値を、接続検討の回答の段階では知らされていなかったにもかかわらず、契約申込みの回答の段階で求められ困惑している。	
	対応概要	当事者双方に事実関係を確認し、対応を継続している。	
36	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	アクセス技術要件	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	複数の発電設備が、それぞれの設備容量ではなく、合計した設備容量として連系要件への適合が求められていることに納得ができない。	
	対応概要	一般送配電事業者に対して系統に与える影響を確認し、申出者に十分な説明を行うよう、対応を継続している。	

表 12 送配電等業務指針

37	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	業務指針解釈	一般送配電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	送配電等業務指針の解釈について、発電事業者との協議において必要なため、当機関の見解を確認したい。	
	対応概要	送配電等業務指針の解釈を確認したうえで、あくまで個別案件毎の判断については自社において十分確認を頂くこととし、対応を終了した。	

表 13 作業停止計画

38	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	作業停止計画	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	作業停止の期間及び頻度について納得ができない。		
対応概要	広域連系系統等には該当しない作業停止計画であったが、一般送配電事業者に問合わせたところ、当事者間で協議を行う旨の連絡があり、対応を終了した。		

表 14 F I T出力制御・買取価格

39	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T出力制御	発電事業者等	一般送配電事業者等
申出内容	一般送配電事業者に契約申込みを行ったみなし高圧の発電設備について、F I T法に基づく指定電気事業者制度により、出力制御を条件とした接続のみを認めること等を内容とする接続検討意思確認書が届いた。早期の申込みにもかかわらず適用対象となることに納得ができない。		
対応概要	出力制御に関する制度変更及び上位システムの増強が必要な場合の手續等について説明を行い、引き続きの情報提供を依頼したが、その後情報が得られなかったため、対応を終了とした。		
40	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	F I T買取価格	発電事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	F I T法に基づく認定発電設備の調達価格について、契約申込み時の認識とは異なる価格であったため、困惑している。	
	対応概要	申出者に追加の情報提供を依頼したが、その後情報が得られなかったため、対応を終了とした。	

表 15 その他

41	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他（計量）	小売電気事業者等	その他（不特定）
申出内容	インバランス料金の精算のために、需要家の電力量を常時把握したい。一般送配電事業者から知らされる計量値が適切かを知ることはできないか。		
対応概要	主な相談内容が、計量値が一般送配電事業者と小売電気事業者で異なることを問題としていたため、適切な機関への問い合わせを提案し、対応を終了した。		

42	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他（案内）	発電事業者等	その他（不特定）
	申出内容	F I T法に基づく認定発電設備ではない設備についての接続検討及び契約申込みにもかかわらず、一般送配電事業者より、F I T制度の改正に伴う連絡があり困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者によっては、F I T法に基づく認定発電設備の申込みでない場合についても注意喚起を行っており、該当性については自社で判断を頂きたい旨を回答し、対応を終了した。	
43	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	その他	小売電気事業者等	一般送配電事業者等
	申出内容	回避可能費用算定方法の激変緩和措置の対象となるかが一般送配電事業者ごとに対応が異なり、困惑している。	
	対応概要	一般送配電事業者との個別的な協議については、当事者間での協議に委ねられる旨を説明し、対応を終了した。	

2. 電気供給事業者等からの当機関の業務に関する苦情又は相談

表 16 受付事例

1	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者等	当機関
	申出内容	発電販売計画の提出において自社が誤ったデータを提出していたのは事実だが、当機関による提出方法の周知が不十分だったのではないかと。	
対応概要	今後の改善のため、相談頂いた内容を含め、対策等を検討することとした。		
2	内容区分	申出者の種別	相手方の種別
	発電販売計画	小売電気事業者等	当機関
	申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ F I T法に基づく認定発電設備の発電計画の提出時において一般送配電事業者が計画を受け取れない事象が発生した。 ・ 長期・年間・月間計画の連系線利用計画を更新できない。 	
対応概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ F I T法に基づく認定発電設備の発電計画の提出時の事象については、原因を確認し、一般送配電事業者に対して申出者への詳細な説明を依頼した。 ・ 長期・年間・月間計画の連系線利用計画更新については、段階的に運用開始している旨を説明した。 		

V. その他

1. 苦情・相談の受付窓口以外の各部・室に対して寄せられたご意見・ご要望の主な内容
 - ・ スwitching支援システムの仕様及び利用方法について
 - ・ スwitching支援システムに関連した一般送配電事業者及び小売電気事業者の対応について
 - ・ 広域機関システムへの計画提出方法、計画の記載方法について
 - ・ 広域機関システムの段階的な運用開始について
 - ・ 広域系統整備委員会における検討内容について
 - ・ 供給計画の記載方法や提出方法等について
 - ・ 系統アクセスの事前相談及び接続検討の方法・回答内容等について
 - ・ 系統アクセスの電源接続案件募集プロセスの要件・手続等について
 - ・ 連系線の今後の空容量の見通しについて
 - ・ 当機関から会員等への依頼全般について
 - ・ 当機関業務全般にわたる検討状況及び今後の見通しについて 等

2. 取りまとめに関する問い合わせ先

電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

TEL: 03-6632-0909

E-MAIL: soudan@occto.or.jp

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15